

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出示してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出示してください。
※地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出示してください。
※指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
4/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
5/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村

※黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
4月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
4月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
4月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
4月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
4月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
4月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
5月6日・20日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

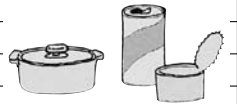
★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
4/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
5/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

※空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
4月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
4月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
4月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
4月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
4月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
4月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
4月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
5月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)



こころの体温計
かけがえない命を守るために～私たちにできること～

最近、「疲れている」「眠れない」「気力がない」「食欲がない」「いつもイライラする」などの症状はありませんか？

簡単な問診に答えて、あなたのこころの体温(ストレス度)を測ってみませんか？

「こころの体温計」は、携帯電話やパソコンを利

用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。

健康状態や人間関係、住環境などの質問に答えると、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚、猫などの複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



※お問い合わせは
保健福祉センター（☎863-7373）まで

知って得する国民年金

平成25年度国民年金保険料は月額15,040円

1年前納される場合は、前納による割引が適用されます。口座振替の場合は月額3,780円、クレジット納付や現金納付の場合では月額3,200円の割引となり大変お得です。口座振替およびクレジット納付による平成25年度の1年前納(新規受付)は2月末日で締め切られています。現金による1年前納は平成25年4月末まで納付できます。

納付書がお手元に無い場合は、南国年金事務所(☎864-1111)にお問い合わせください。

国民年金保険料収納事業の受託事業者について

国民年金保険料収納事業については民間委託されており、納め忘れのある方に対して、電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度のご案内、保険料収納業務、その他口座振替のご案内などを行っています。

- 受託事業者／株式会社バックスグループ(☎0120-987-927)
- 地区・期間／四国地区・平成25年2月以降
- 参考／「民間事業者による国民年金保険料のご案内」(日本年金機構ホームページに掲載)

学生納付特例ターンアラウンド申請書(申請はがき)の送付

4月1日から平成25年度学生納付特例申請の受け付けが始まりました。
平成25年2月21日までに学生納付特例の承認処

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

理がされた方で在学予定期間を平成25年度以降の期間として届け出された方は、日本年金機構から学生納付特例申請はがきが送付されています。

平成25年度も納付猶予を希望される方は、速やかに申請手続きをお願いします。

平成24年度学生納付特例の申請は、平成25年4月30日が受付最終期日です

申請がお済みでない方は、速やかに手続きをお願いします。その場合には、学生証の写し、または在学証明書(原本)の添付が必要となります。

平成24年度学生納付特例の承認を受けた方で3月に卒業された方

引き続き国民年金に加入される方で国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度や納付猶予(30歳未満)の申請ができます。市民課年金係で申請手続きをしてください。審査にあたっては、被保険者(申請者)、被保険者の配偶者、被保険者の属する世帯の世帯主の所得により決定されます。平成23年中の所得申告がお済みでない場合は、税務課で申告をお願いします。また、審査対象者のうち平成24年3月31日以降に退職(失業)された方がいる場合は、その方の「雇用保険受給資格者証」、または「雇用保険被保険者離職票」などを添付してください。

※お問い合わせは
市民課年金係(☎880-6555)まで

市民からのお便り
リフレッシュを兼ねて夫婦で4月に東京千鳥ヶ淵へ桜見物に行きます。